

本巢市障がい者福祉計画

第4期本巢市障がい者計画

第6期本巢市障がい福祉計画

第2期本巢市障がい児福祉計画

令和3年3月

本 巢 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 障害者支援に関する近年の国の政策動向について.....	5

第2章 本巢市の概況

1 障がい者の状況.....	11
2 アンケート調査からみえる現状.....	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	28
2 基本指針.....	29
3 施策の体系.....	32

第4章 障がい者計画（基本計画）

1 広報・啓発活動の推進.....	34
2 生活支援の充実.....	38
3 保健・医療の充実.....	42
4 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実.....	44
5 雇用・就労への支援.....	46
6 障がい者に配慮したまちづくりの推進.....	48
7 情報提供・意思疎通支援の充実.....	50
8 安全・安心の環境づくりの推進.....	52
9 権利擁護の推進.....	54
10 差別解消の推進.....	56

第5章 障がい福祉計画（障害福祉サービス等の確保に関する計画）

1 成果目標.....	58
2 障害福祉サービスの見込量.....	64
3 地域生活支援事業の見込量.....	70

第6章 障がい児福祉計画（障害児福祉サービス等の確保に関する計画）

1 成果目標.....	73
2 障害児福祉サービスの見込量.....	75

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制.....	76
2 計画の点検及び評価.....	76

資料編

1 本巢市障がい者地域自立支援協議会設置要綱.....	77
2 本巢市障がい者地域自立支援協議会委員名簿.....	79

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がい者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がい者の望む地域生活の支援の充実や障がい児への支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

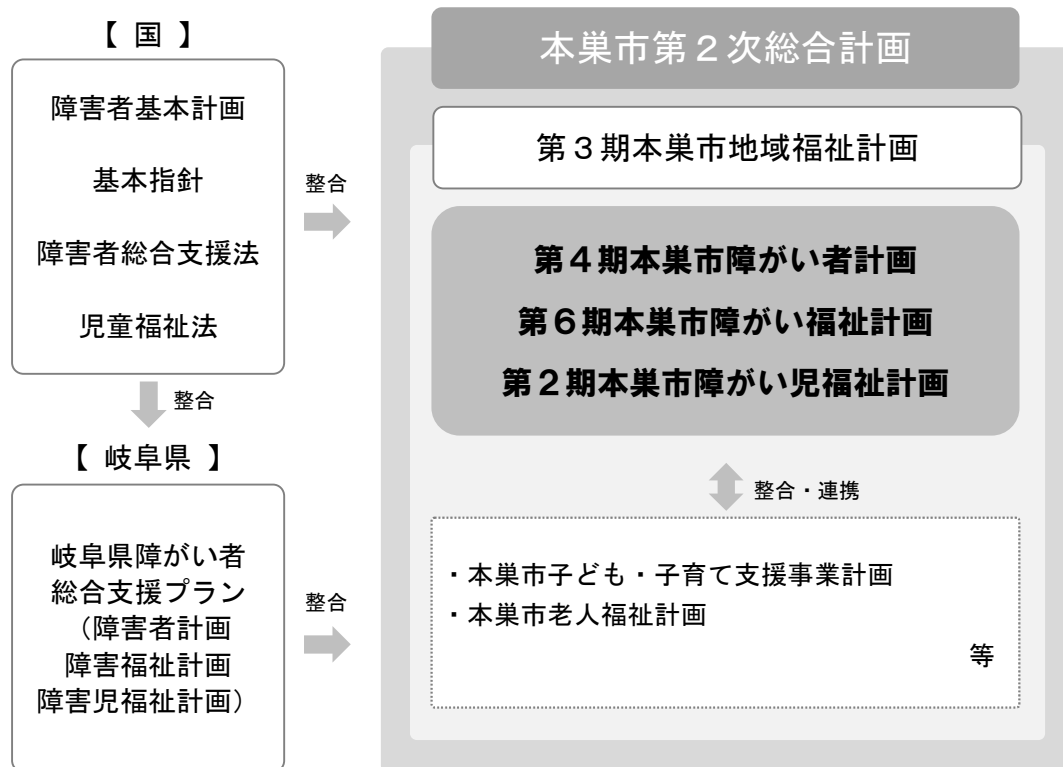
本市では、平成27年3月に策定した「第3期本巣市障がい者計画」及び平成30年3月に策定した「第5期本巣市障がい福祉計画・第1期本巣市障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第4期本巣市障がい者計画、第6期本巣市障がい福祉計画・第2期本巣市障がい児福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

障がい者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、岐阜県障がい者総合支援プラン、岐阜県障害福祉計画及び岐阜県障害児福祉計画並びに本巣市総合計画及び地域福祉計画における障がい者施策との整合性を図りました。



3 計画の期間

障がい者計画は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期本巣市障がい者計画			第4期本巣市障がい者計画					
第5期本巣市障がい福祉計画 第1期本巣市障がい児福祉計画			第6期本巣市障がい福祉計画 第2期本巣市障がい児福祉計画			第7期本巣市障がい福祉計画 第3期本巣市障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

本計画策定においては、本巢市障がい者地域自立支援協議会による協議に加え、郵送アンケート調査等を実施しました。

(1) 計画策定体制

① 本巢市障がい者地域自立支援協議会

本計画の策定については、幅広い関係者の参画のため、社会福祉団体、民生児童委員、障がい者団体、医療、学校、就労等の各代表者等から構成される本巢市障がい者地域自立支援協議会において、協議を重ねました。

(2) 各種調査の実施

本計画は障がい者の意見を踏まえて策定する必要があるため、障害者手帳を所持している方に対してアンケート調査を実施いたしました。

① 調査の目的

第4期本巢市障がい者計画、第6期本巢市障がい福祉計画及び第2期本巢市障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みを進めており、市民の方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを元にし、今後の福祉のあり方を考えるため、調査を実施したものです。

② 調査設計

	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
調査地域	本巢市全域及び市外入所施設		
調査対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
対象者数	750	150	100
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配付・回収		
調査時期	令和2年12月25日から令和3年1月8日		

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	462 通	46.2%

5 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化する

イ 学校教育法等の一部改正（平成30年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がい者が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がい者が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

エ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定める

オ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度を創設する

カ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

キ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

ク 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（令和 2 年）

- ・平成30年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行等、共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化するため、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大が示された

(3) 障害福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障害福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障害者の社会参加等を支える取組

（障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- ・ 依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・ 地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・ より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・ 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・ 障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・ 地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・ 地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・ 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- ・ コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

カ 農福連携等に向けた取組

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

第 2 章

本巢市の概況

1 障がい者の状況

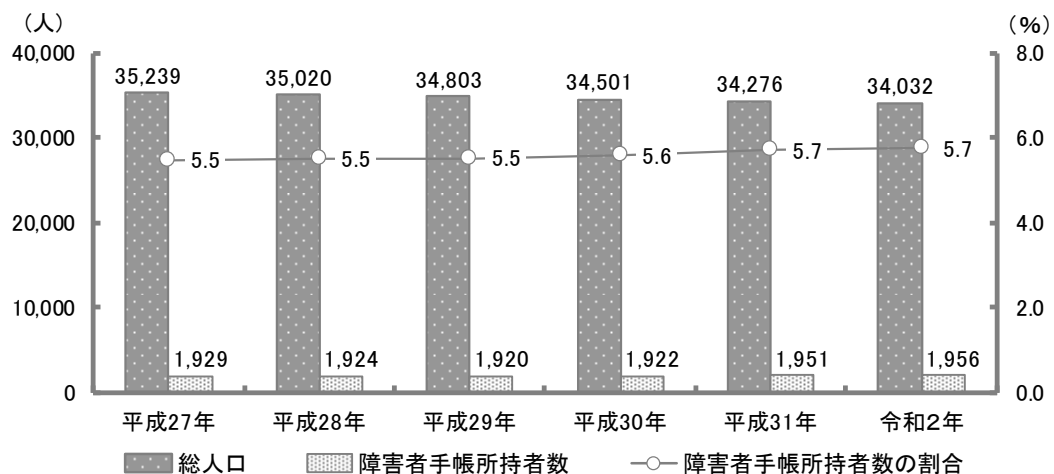
(1) 人口及び障害者手帳所持者の現状

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在34,032人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在1,956人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も5.7%と増加傾向にあります。

人口、障害者手帳所持者数の推移

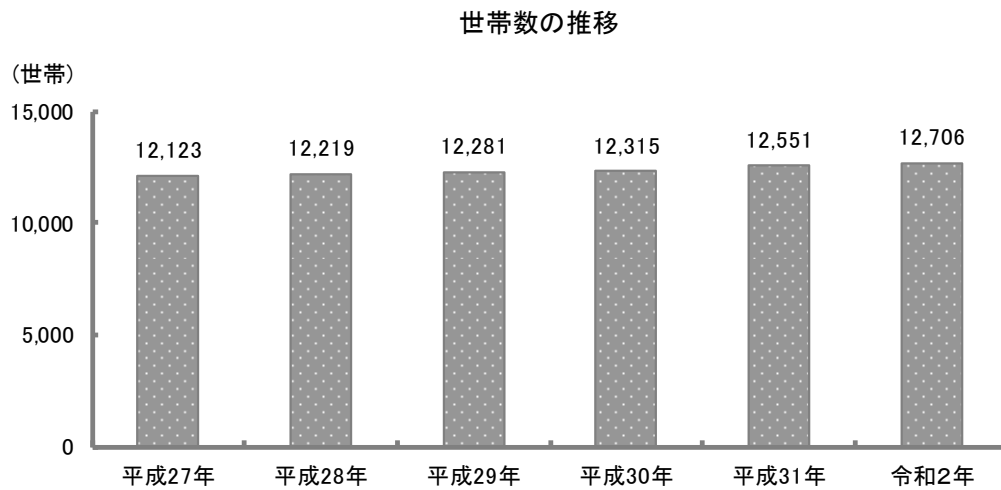


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）

障がい者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

② 世帯の推移

本市の世帯数は、令和2年4月1日現在12,706世帯で、年々増加しています。

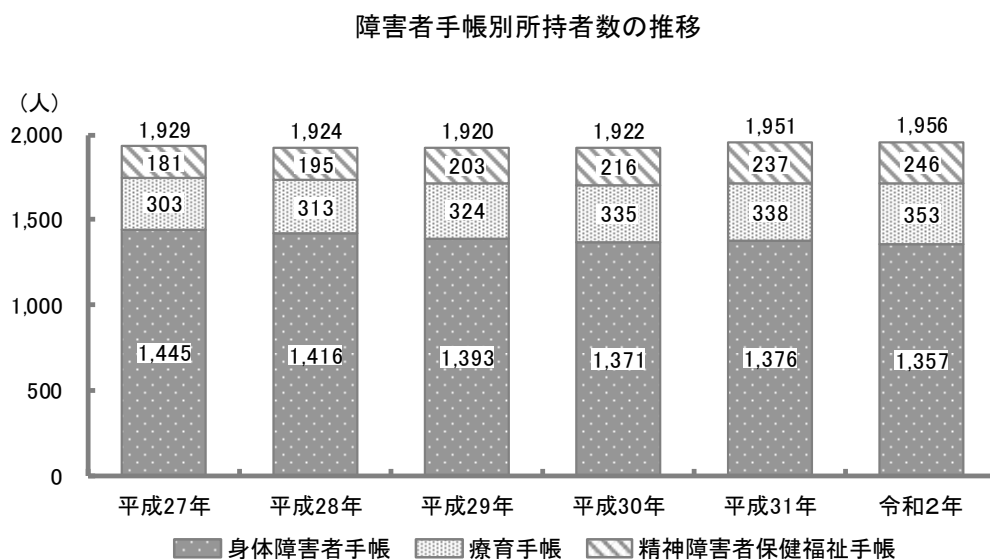


資料：市民課

③ 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、全体では増加傾向にあり、令和2年4月1日現在1,956人となっています。

障がい者別でみると、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、療育手帳所持者数は353人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は246人となっています。また身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、1,357人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が404人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が330人となっています。また、1級の手帳所持者数は増加傾向であり、2～6級の手帳所持者数は平成27年と比較すると減少傾向にあります。

等級別身体障がい者手帳所持者の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	380	388	392	400	399	404
2 級	225	219	219	214	216	204
3 級	387	375	357	341	334	330
4 級	272	266	260	254	268	270
5 級	105	96	95	94	94	86
6 級	76	72	70	68	65	63
合計	1,445	1,416	1,393	1,371	1,376	1,357

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由が733人（54.0%）と最も多く、次いで内部障がいが444人（32.7%）となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由は減少傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

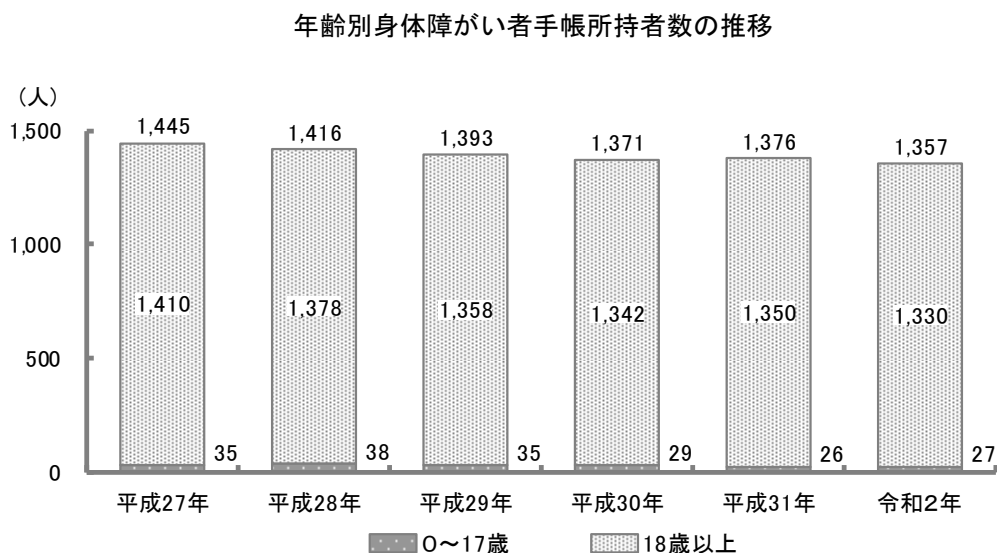
単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障がい	70	70	68	66	73	71
聴覚・ 平衡機能障がい	113	104	101	100	97	99
音声・言語・ そしゃく機能障がい	8	8	8	8	10	10
肢体不自由	854	820	799	786	774	733
内部障がい	400	414	417	411	422	444
合計	1,445	1,416	1,393	1,371	1,376	1,357

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

③ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では減少傾向であり、令和2年4月1日現在1,357人となっています。年齢別でみると、0～17歳では27人で、減少傾向にあります。18歳以上では1,330人で、年々減少しています。



(3) 療育手帳所持者の状況

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和2年4月1日現在、B2（軽度）の手帳所持者数が127人で最も多く、次いでB1（中度）の手帳所持者数が87人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

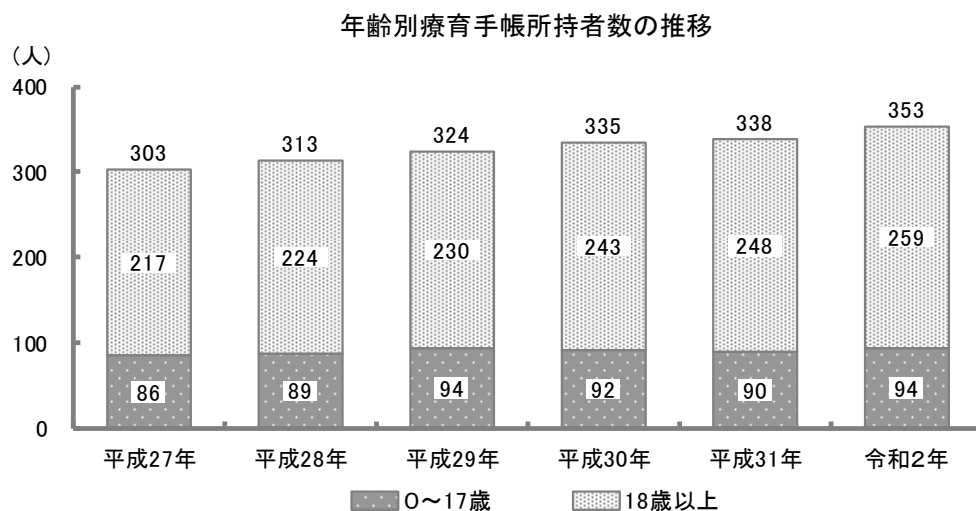
単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
A 1（最重度）	64	68	68	70	69	67
A 2（重度）	64	65	68	71	71	72
B 1（中度）	86	83	81	80	85	87
B 2（軽度）	89	97	107	114	113	127
合計	303	313	324	335	338	353

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、全体では年々増加しており、令和2年4月1日現在353人となっています。年齢別でみると、10～17歳では94人で、増加傾向にあります。18歳以上では259人で、年々増加しています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が143人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が69人となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

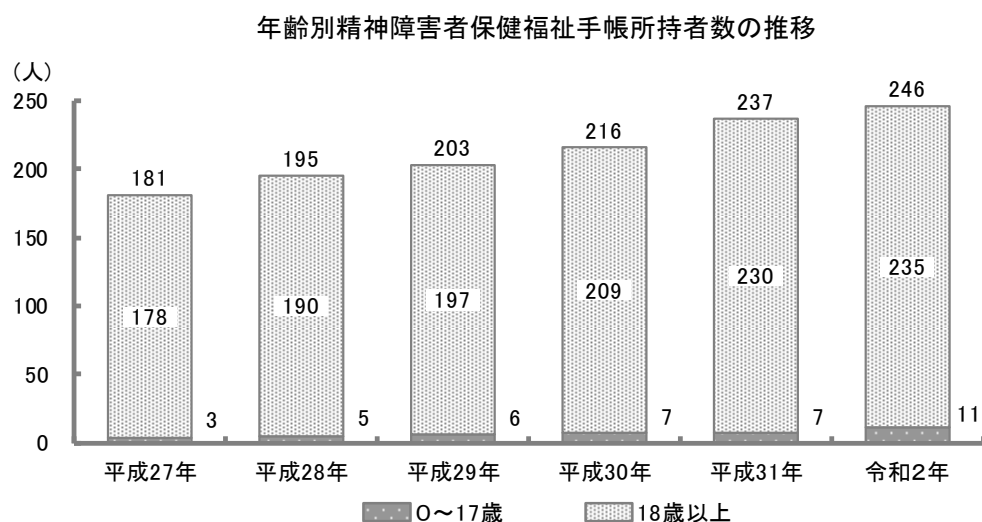
単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	48	52	53	63	75	69
2 級	110	119	126	130	135	143
3 級	23	24	24	23	27	34
合計	181	195	203	216	237	246

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

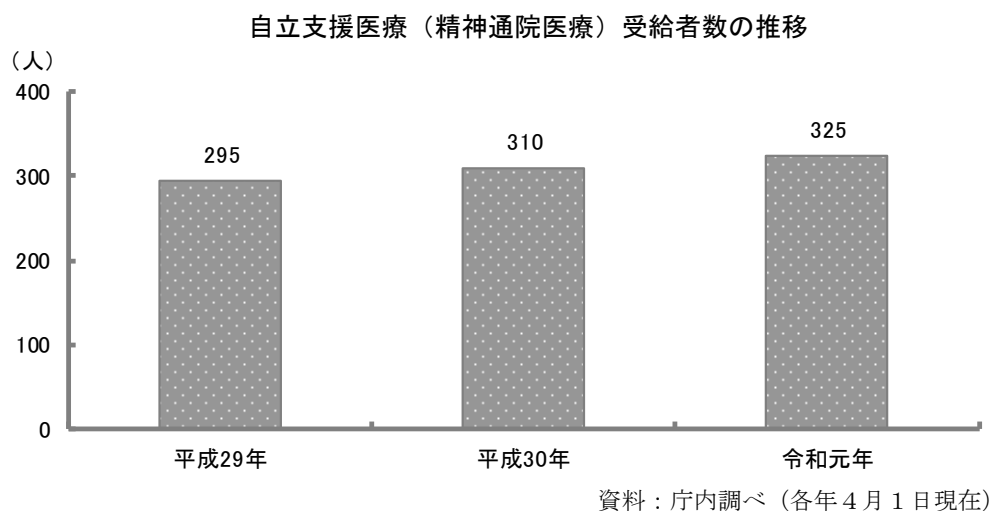
② 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体では年々増加しており、令和2年4月1日現在246人となっています。年齢別でみると、0～17歳、18歳以上ともに年々増加しており、0～17歳は11人、18歳以上は235人となっています。



③ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成31年4月1日現在325人で、年々増加しています。



(5) 障がい児の状況

① 障がい児の推移

障がい児の推移は以下の通りです。

障がい児の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
身体障害 1 級	13	13	14	14	12	11
身体障害 2 級	7	8	6	4	2	3
身体障害 3 級	7	8	6	5	7	8
身体障害 4 級	5	4	4	2	1	1
身体障害 5 級	1	2	2	2	2	1
身体障害 6 級	2	3	3	2	3	3
療育 A 1	13	15	14	12	11	10
療育 A 2	17	16	17	16	15	15
療育 B 1	15	14	12	12	15	13
療育 B 2	41	44	51	52	49	56
精神手帳	3	5	6	7	7	11

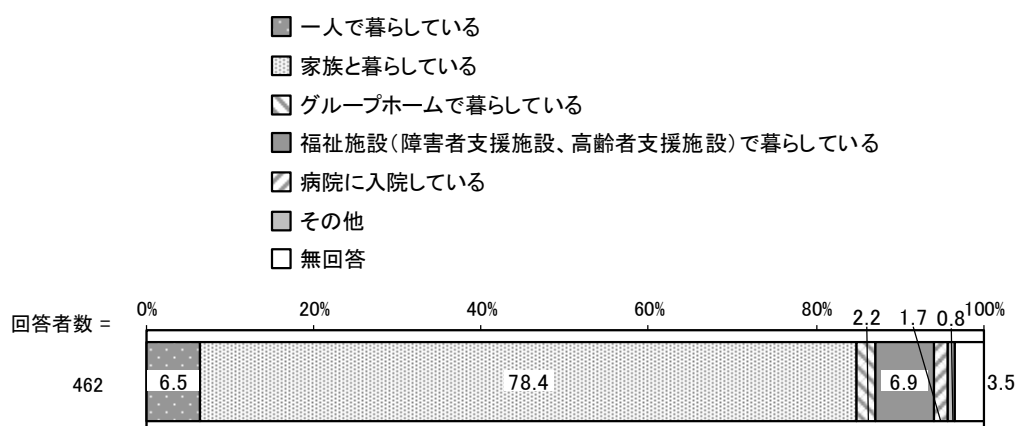
資料：庁内調べ（各年 4 月 1 日現在）

2 アンケート調査からみえる現状

(1) 住まいや暮らし・将来の希望について

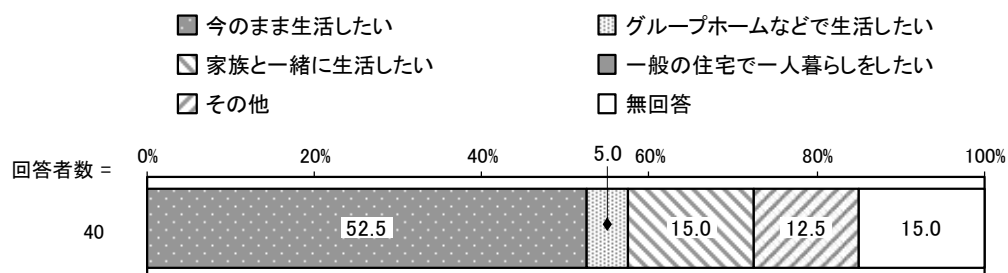
① 現在の暮らしの状況

「家族と暮らしている」の割合が78.4%と最も高くなっています。



② 将来、地域での生活に対する意向

「今のまま生活したい」の割合が52.5%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」の割合が15.0%となっています。

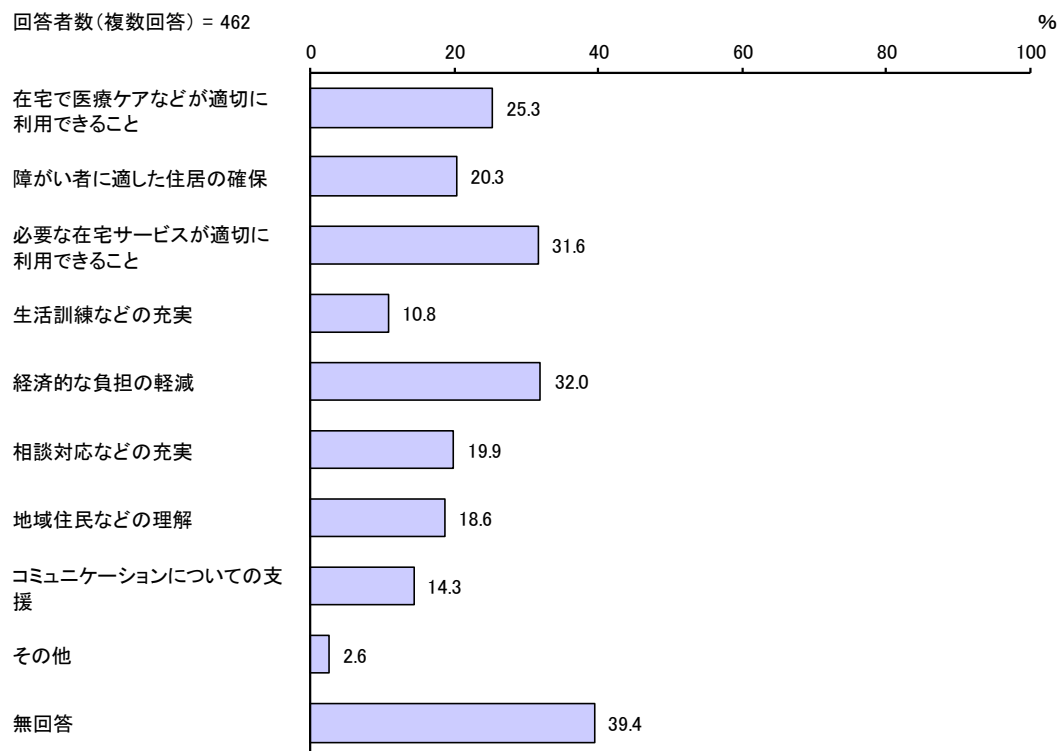


※「一般の住宅で一人暮らしをしたい」に対する回答者はいませんでした。

③ 地域で生活するために必要な支援

「経済的な負担の軽減」の割合が32.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が31.6%、「在宅で医療ケアなどが適切に利用できること」の割合が25.3%となっています。

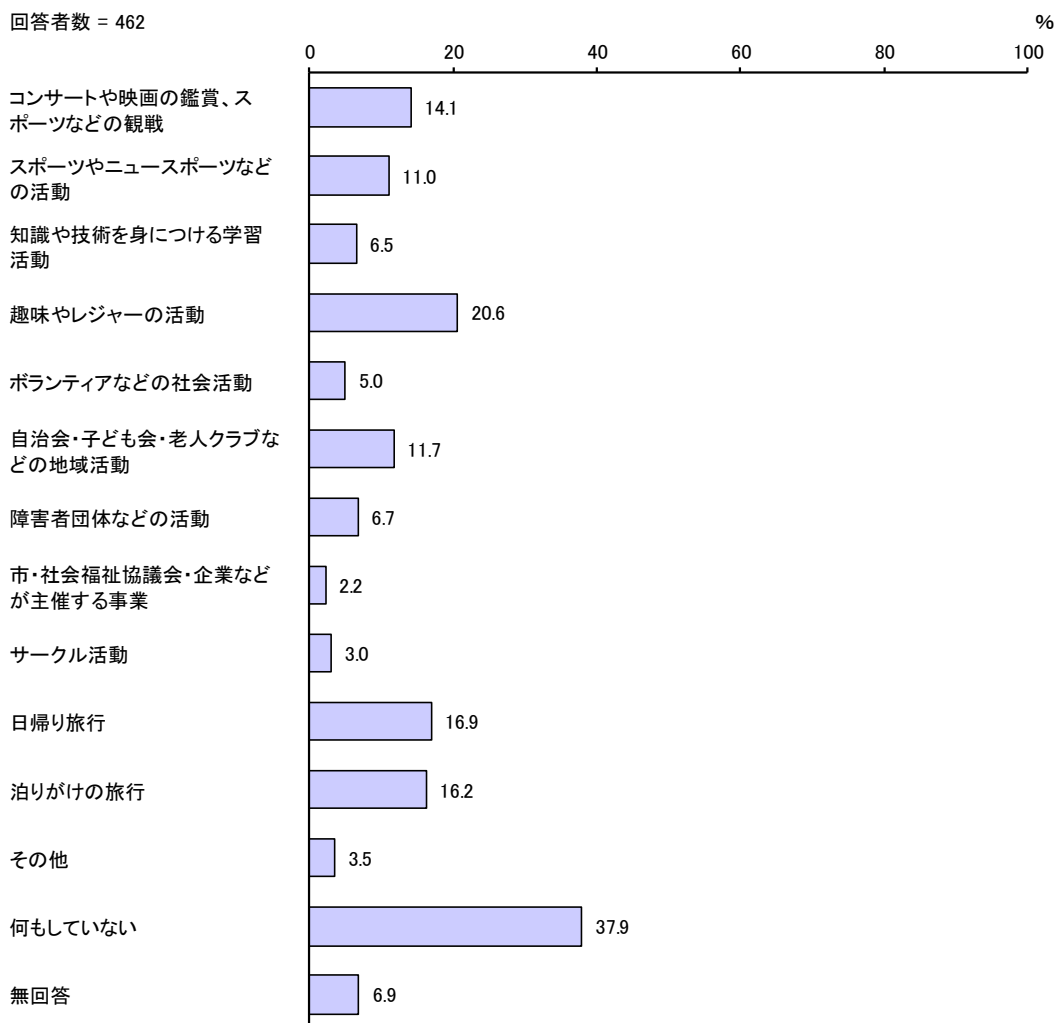
回答者数(複数回答) = 462



(2) 日中活動や就労について

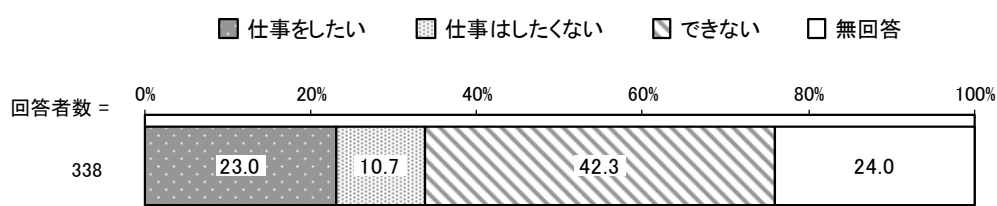
① 1年間に行った趣味や学習、スポーツなどの活動

「何もしていない」の割合が37.9%と最も高く、次いで「趣味やレジャーの活動」の割合が20.6%、「日帰り旅行」の割合が16.9%となっています。



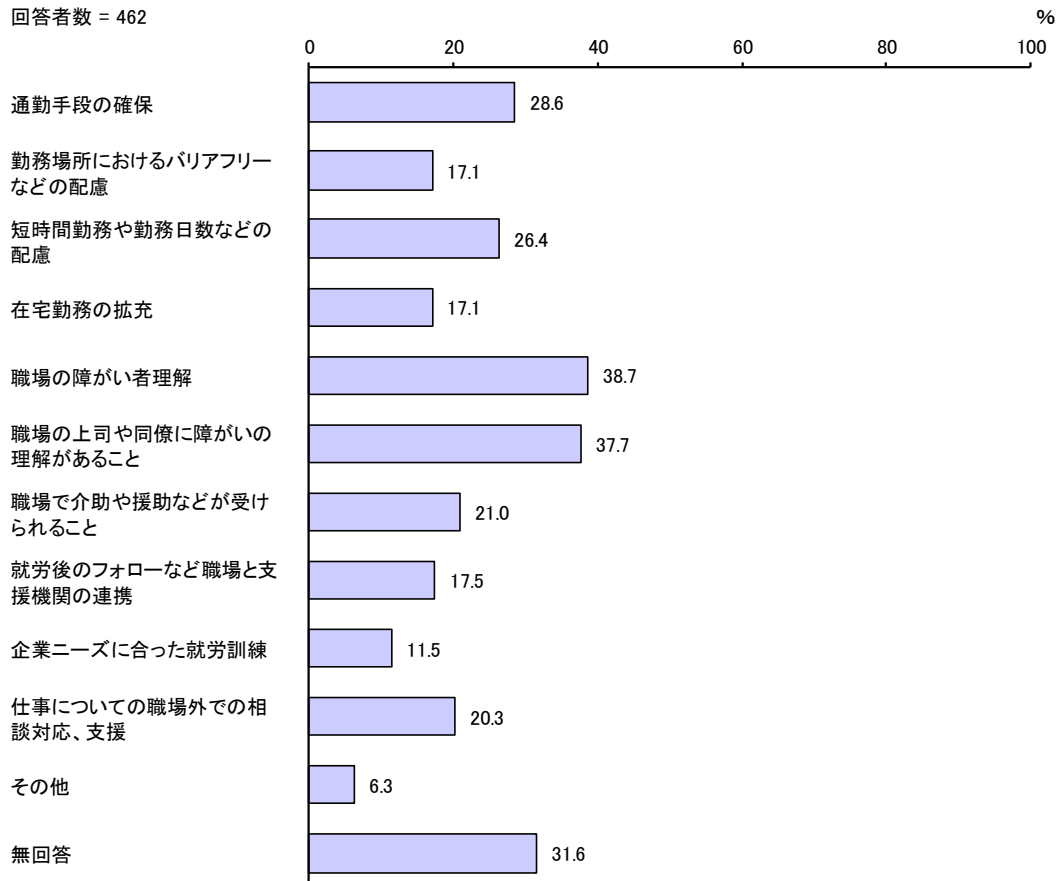
② 今後、収入を得る仕事をしたいか

「できない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「仕事をしたい」の割合が23.0%、「仕事はしたくない」の割合が10.7%となっています。



③ 障がい者の就労支援として必要なこと

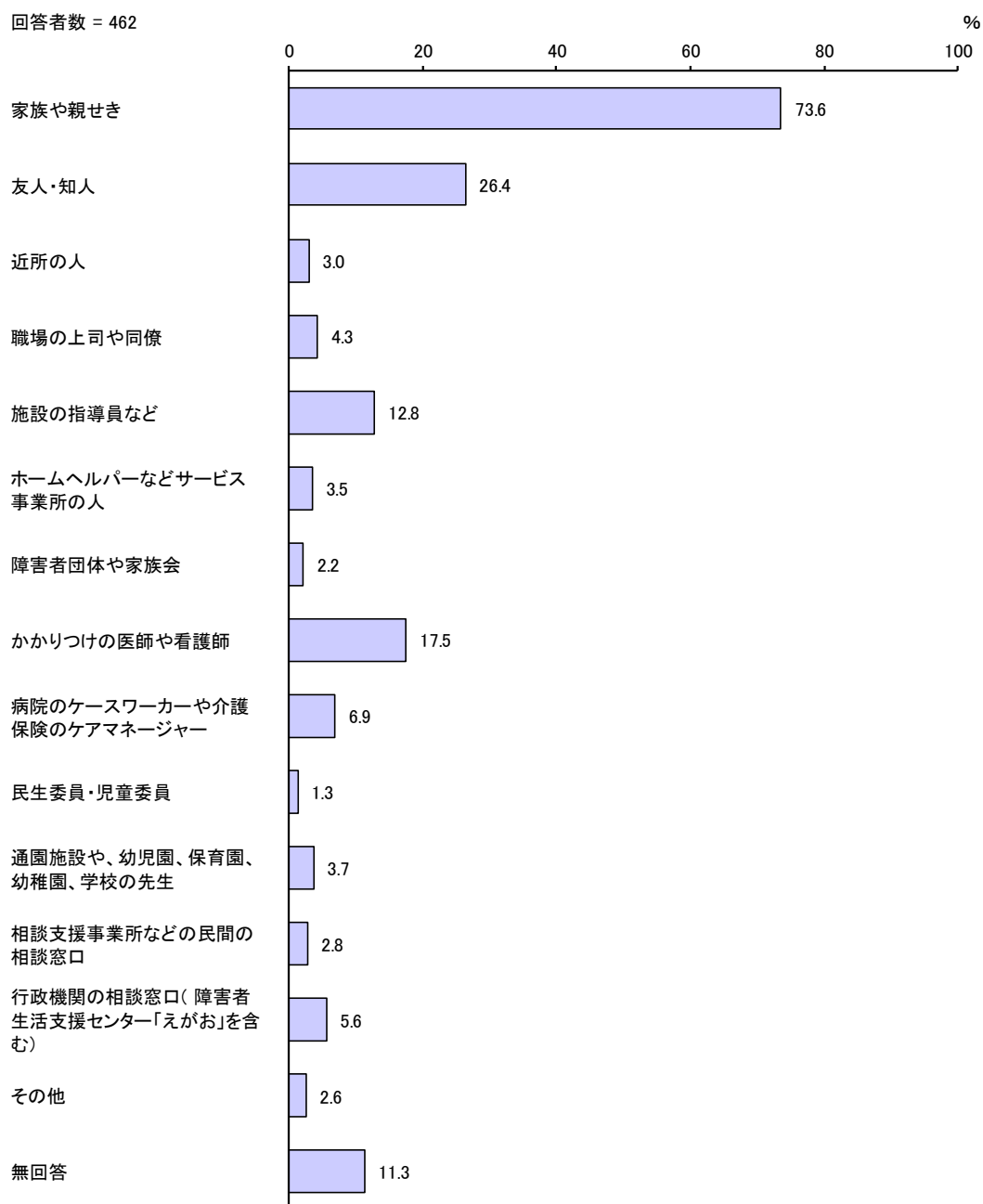
「職場の障がい者理解」の割合が38.7%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が37.7%、「通勤手段の確保」の割合が28.6%となっています。



(3) 相談相手について

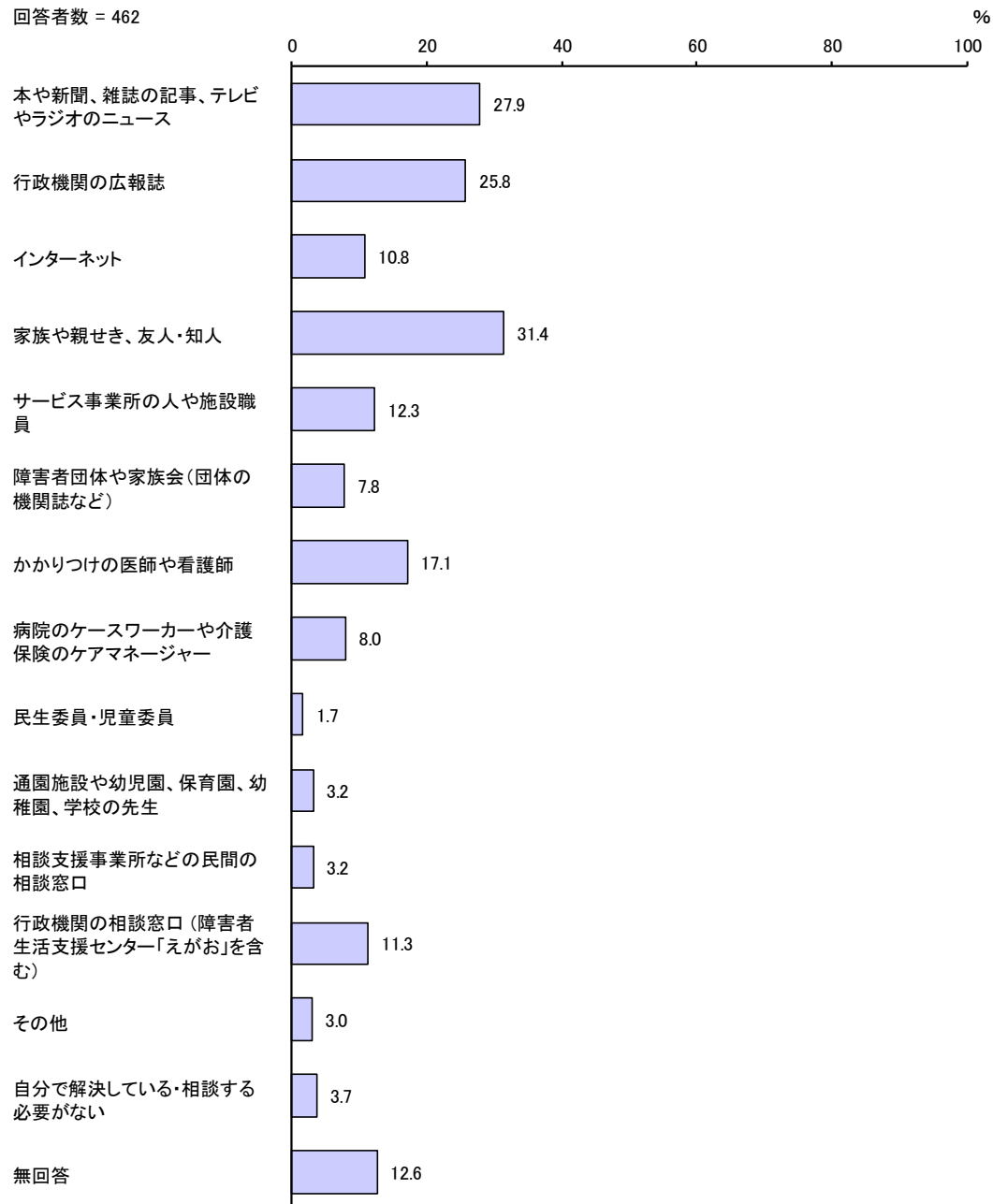
① 悩み事の相談相手

「家族や親せき」の割合が73.6%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が26.4%、「かかりつけの医師や看護師」の割合が17.5%となっています。



② 障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先

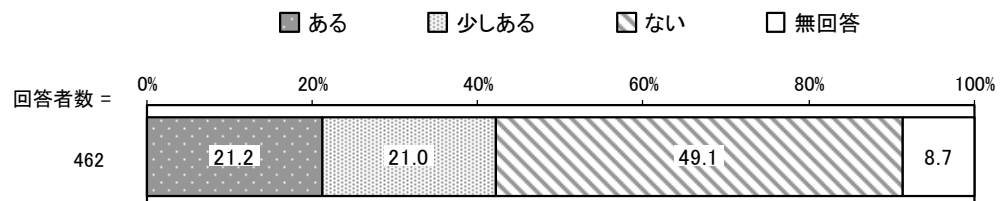
「家族や親せき、友人・知人」の割合が31.4%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が27.9%、「行政機関の広報誌」の割合が25.8%となっています。



(4) 権利擁護について

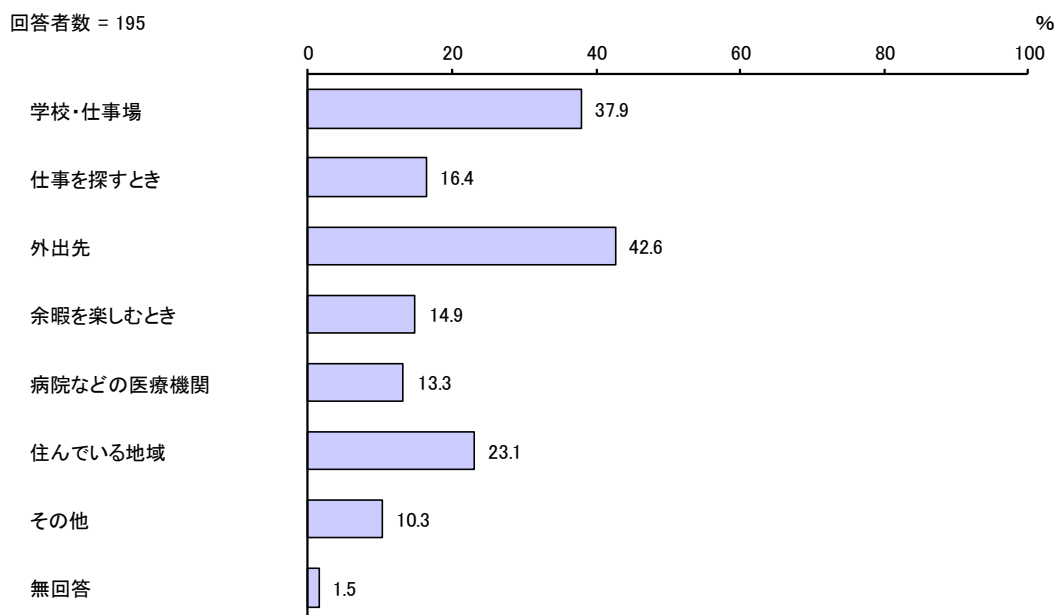
① 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無

「ない」の割合が49.1%と最も高く、次いで「ある」の割合が21.2%、「少しある」の割合が21.0%となっています。



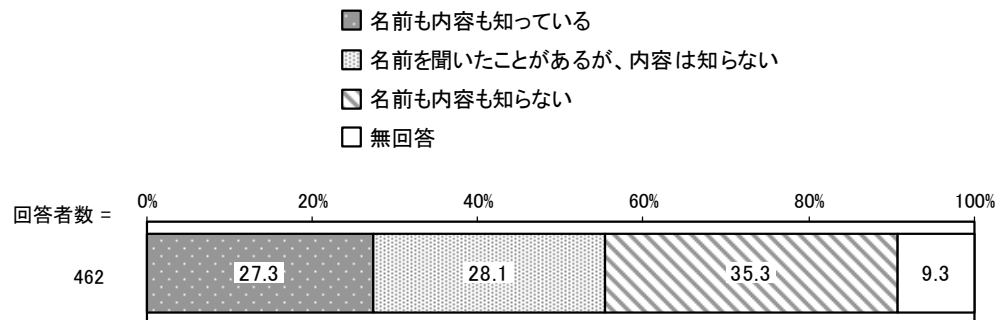
② 差別や嫌な思いをする場所

「外出先」の割合が42.6%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が37.9%、「住んでいる地域」の割合が23.1%となっています。



③ 成年後見制度の認知度

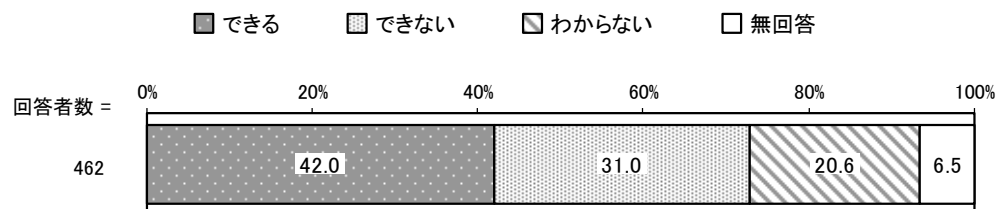
「名前も内容も知らない」の割合が35.3%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が28.1%、「名前も内容も知っている」の割合が27.3%となっています。



(5) 災害時の避難などについて

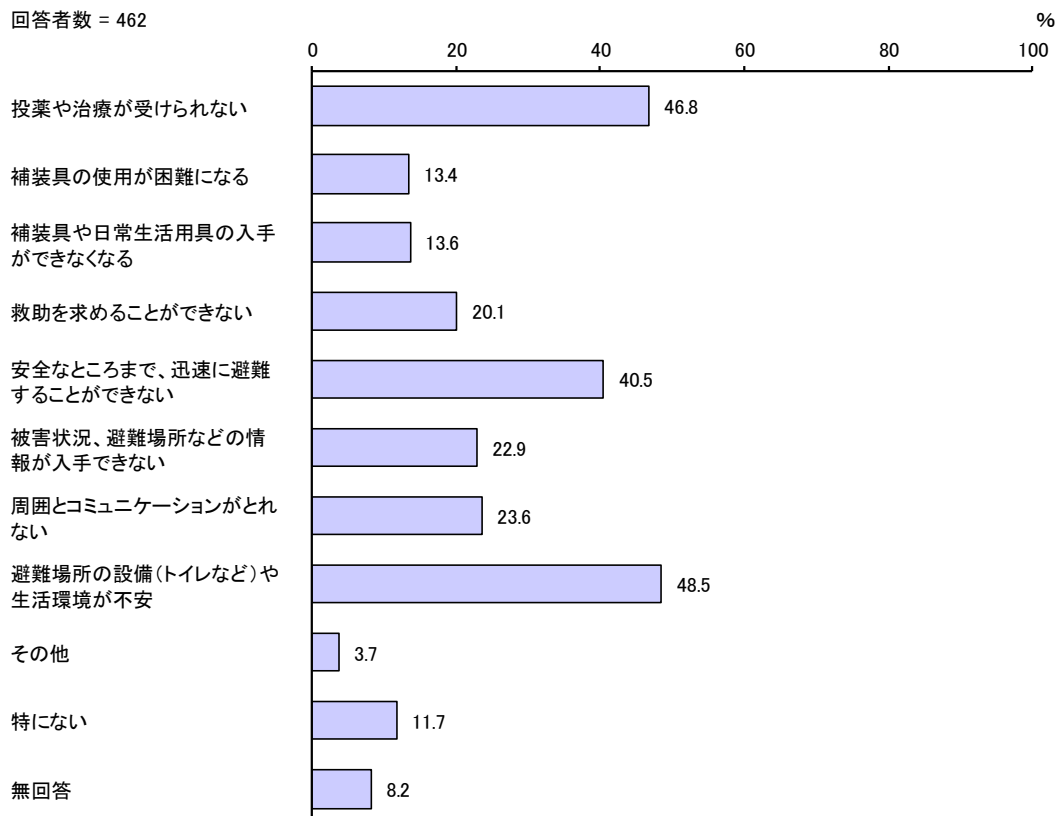
① 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

「できる」の割合が42.0%と最も高く、次いで「できない」の割合が31.0%、「わからない」の割合が20.6%となっています。



② 火事や地震等の災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が48.5%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」の割合が46.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が40.5%となっています。

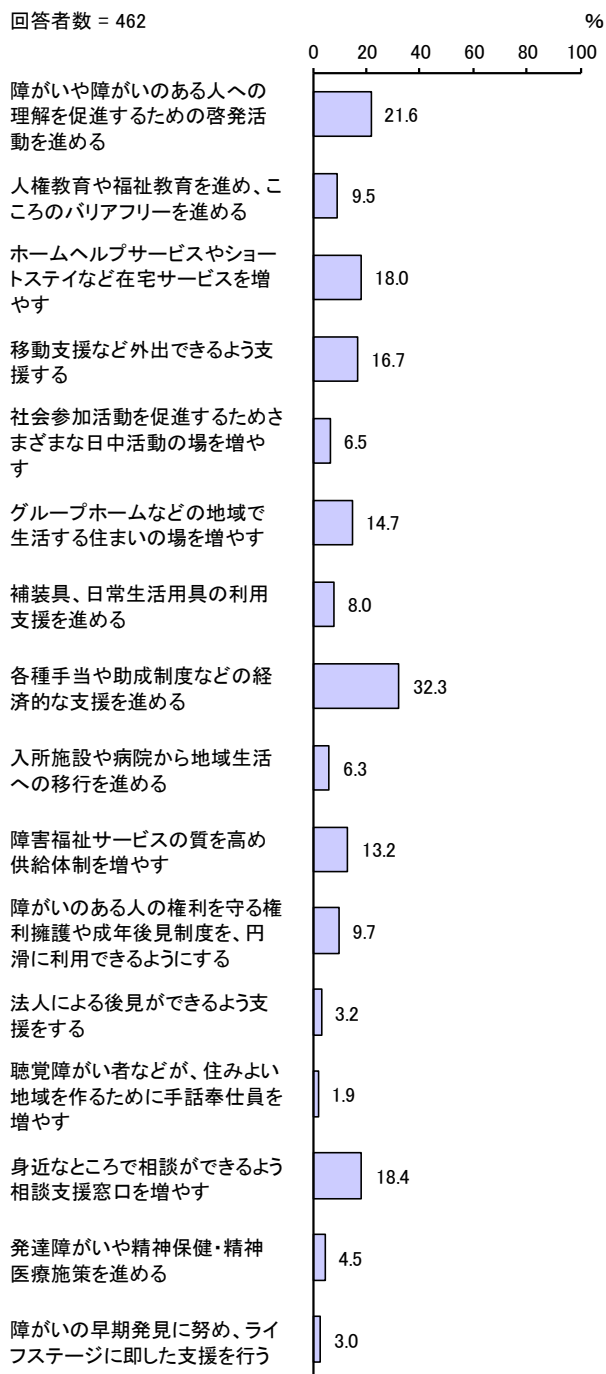


(6) 市に力を入れてほしい障がい者施策について

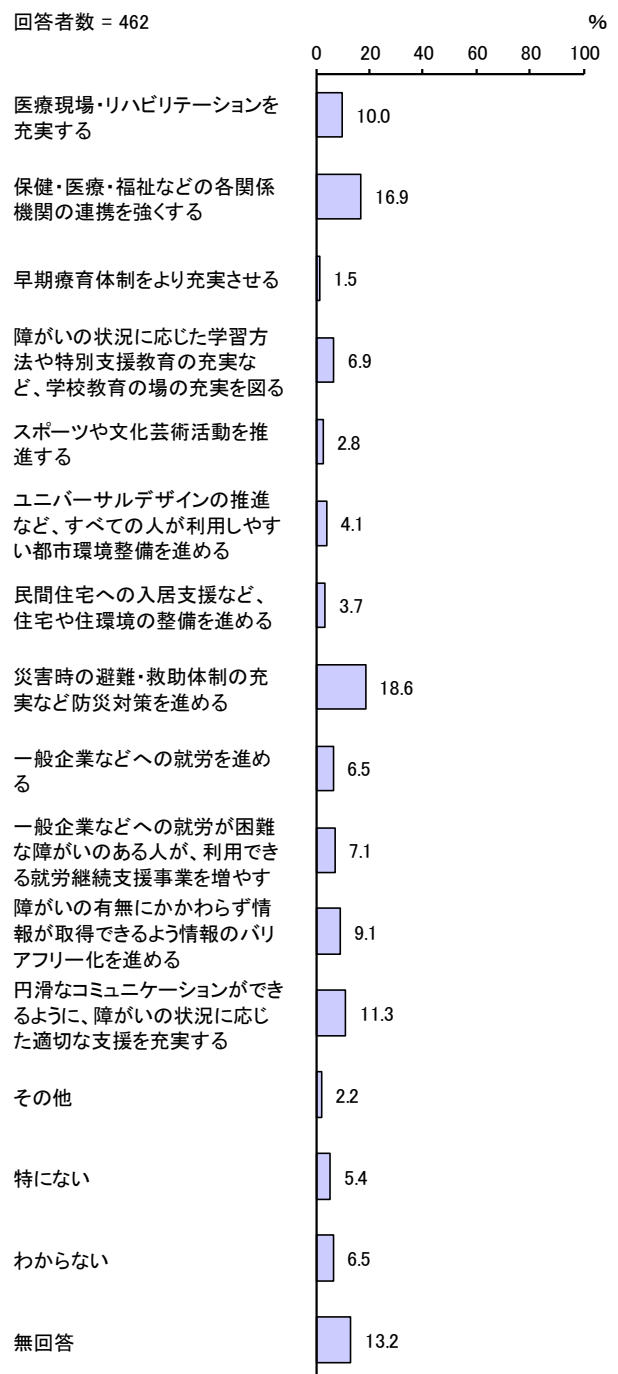
① 今後、本市が推進する障がい者施策について、特に力を入れるべきこと

「各種手当や助成制度などの経済的な支援を進める」の割合が32.3%と最も高く、次いで「障がいや障がいのある人への理解を促進するための啓発活動を進める」の割合が21.6%、「災害時の避難・救助体制の充実など防災対策を進める」の割合が18.6%となっています。

回答者数 = 462



回答者数 = 462



1 基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

本市では、障害者基本法の理念を踏まえた上で、現行計画の基本理念を継承し「心がかよいあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまち」を新計画の基本理念として掲げます。

そして、基本理念の実現に向けて、障がいのあるなしに関わらず、すべての住民誰もが支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らし、ともに支えあう「地域共生社会」の実現を目指していきます。



2 基本指針

(1) 広報・啓発活動の推進

障がいについて正しい知識・認識を普及するとともに、障がい者について理解を深めために、広報・啓発活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がい者を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

(2) 生活支援の充実

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がい者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

(3) 保健・医療の充実

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がい者が身体・健康の保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療および福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた支援体制を充実します。

(4) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

障がい児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

（５）雇用・就労への支援

働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。

障がい特性・状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労を充実させるとともに、一般就労・就労継続に向けた支援を関係機関と連携し、推進します。

（６）障がい者に配慮したまちづくりの推進

快適な生活環境を整えるため、公共施設や大規模施設等のバリアフリー化およびユニバーサルデザインの導入を推進します。また、障がい者が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

（７）情報提供・意思疎通支援の充実

障がい者が地域で生活していく上では、さまざまな情報を得ることが重要であり、情報を障がい者が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

また、さまざまなコミュニケーション手段を確保することは、障がい者が地域で安心して暮らすことにもつながることから、意思疎通支援を充実します。

（８）安全・安心の環境づくりの推進

災害その他の緊急時にも安全・安心が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がい福祉サービスが今後も、継続的に提供できるよう、感染症防止のための環境整備等について検討し、感染症対策を実施していきます。

（９）権利擁護の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

また、障がい者に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

(10) 差別の解消の推進

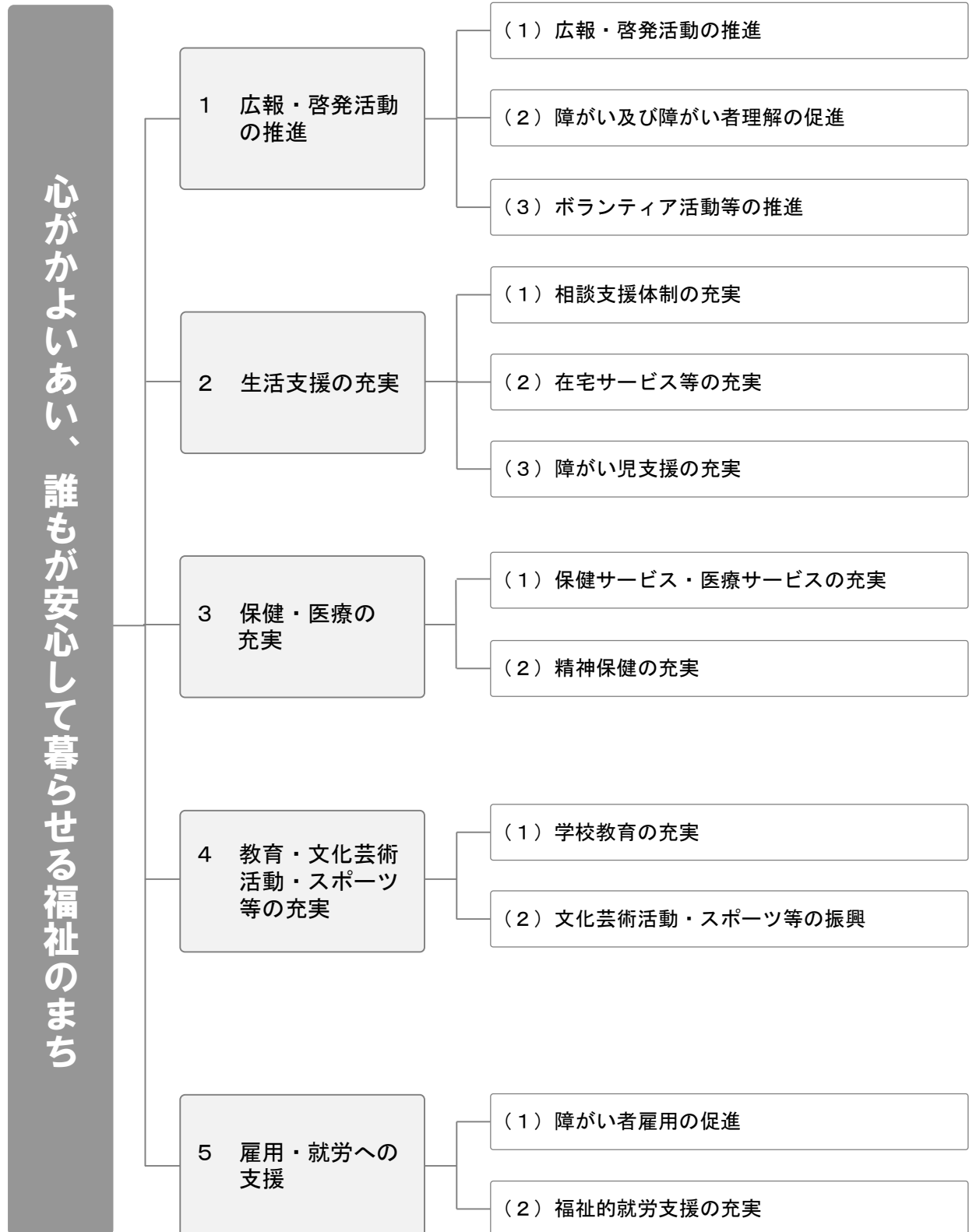
障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、さまざまな合理的配慮に向けた取り組みを進めるなかで、行政機関等における障がい者への配慮及び理解の促進等に努めるとともに、選挙等における配慮に努めます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本指針]

[基本目標]



[基本理念]

[基本指針]

[基本目標]

心がかよいあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまち

6 障がい者に配慮したまちづくりの推進

(1) 生活の場の確保

(2) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

(3) 移動手段の確保

7 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

(2) 意思疎通支援の充実

8 安全・安心の環境づくりの推進

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯対策の推進

(3) 感染症対策

9 権利擁護の推進

(1) 権利擁護の推進

10 差別の解消の推進

(1) 差別の解消の推進

(2) 行政機関・選挙等における配慮

1 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

本市ではこれまで、「心がかよいあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまち」を目指し、障がいについて正しい知識・認識を普及するとともに、障がい者について理解を深めるために、広報・啓発活動を推進してきました。

しかし、福祉に関するアンケート結果では、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験について、「ある」「少しある」が合わせて約4割となっており、半数近くが差別や嫌な思いをしたことがあると感じています。

また、今後、市が特に力を入れるべき障がい者施策について、「障がいや障がいのある人への理解を促進するための啓発活動を進める」が2割であり、理解促進や啓発の充実に対するニーズも一定数みられます。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれ合う機会を提供していくことが必要です。

また、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発の充実を行っていくことが必要です。

さらに、ボランティア活動を通じ相互の交流を深め、障がい特性の理解促進を図りながら、障がい者が活動の担い手となることへの支援が必要です。

（1）広報・啓発活動の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいに関する広報や周知・啓発、交流活動の支援により、障がいに対する理解を促進するとともに、社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取組を推進します。

①「広報もとす」、ホームページ等による広報啓発の充実

施策の方向	概要
広報、インターネット等の情報提供体制の強化	広報やパンフレット、インターネットなどによる情報提供体制の強化を図ります。
行政における合理的配慮の推進	障がい者への不当な差別の解消と合理的な配慮を推進するため、障がい者へのさまざまな社会的障壁を除去するための積極的な啓発を行います。

②イベント・交流の推進

施策の方向	概要
当事者同士の交流	当事者や家族、ボランティア、福祉の関係者などが集い、交流や情報交換などを行う場を提供していきます。 ・カフェミーティング ・親子交流会 ・ゆきっこクラブ

③当事者組織支援の推進

施策の方向	概要
当事者同士の交流支援	当事者の方々が気軽に集い、交流や情報交換を行える場づくりの支援を行います。また、当事者同士の一層の組織強化に向けた支援を行います。さらに、各種当事者組織に対し、必要な情報の提供、活動の場の提供、費用の補助などの活動の支援を行います。

（２）障がい及び障がい者理解の促進

障がい者となない人が地域でともに暮らす中で、障がいへの正しい理解を深めるための情報提供に取り組むほか、幼稚園、保育園、幼児園など小さい頃から、福祉教育を学ぶことにより、障がいについての相互理解を促進します。

また、すべての人が地域で交流できる機会や場を拡充するとともに、障がい者が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

①障がいや障がい者についての情報提供

施策の方向	概要
障がいや障がい者の理解のための広報啓発	広報紙やインターネットなどをはじめ、パンフレットの作成・配布や情報コーナーの設置など、さまざまな手段を活用し、障がいの理解や福祉に関する広報啓発を行います。また、精神障がいや精神保健の理解促進に向けた広報啓発を行います。さらに、発達障がい者・高次脳機能障がい者、難病患者などの理解促進に向けた広報啓発を行います。
障がいについての相互理解の促進（幼稚園、保育園、幼児園、小学校、中学校、講演会等）	障がい者の地域交流により、互いが理解しあいながら、実りある活動ができるよう、居住地交流を中心にして交流内容や実施方法を工夫改善していきます。また、障害福祉サービスの出前講座を通じて、地域の福祉理解を一層推進していきます。

（３）ボランティア活動等の推進

地域福祉において、ボランティア活動や市民活動は大きな役割を果たしていますが、今後その重要性がさらに高まっていくことが考えられるため、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、ボランティアの担い手の育成に取り組みます。

さらに、地域全体で支援が必要な人をサポートできる地域づくりのため、地域の中で住民が気軽に参加できるボランティア活動を推進します。

①ボランティアの育成・活動推進

施策の方向	概要
福祉ボランティアの育成	現在開催している手話教室及び手話奉仕員の養成について、他市町と連携しながら実施をしていきます。また、ボランティア研修、交流会を開催し、ボランティアの育成に努めます。
ボランティア活動の強化	社会福祉協議会ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動やNPO活動の強化を図ります。さらに、高齢者や障がい者など、地域に住む社会的に弱い人々の生活上の課題を地域の福祉課題として共有し、住民自身が住みよい地域をつくる活動として、その解決に主体的に取り組むことができるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して、地域ごとでの助け合い・支え合い活動を推進します。
住民参加型ボランティア活動の推進	通院や買い物などでの移送や移動介助、家屋の簡単な修繕、庭木の手入れや草取りなど、高齢者や障がい者の世帯では自力で解決できない生活上の労作を、住民参加型の活動として実施できるよう努めます。

2 生活支援の充実

【現状と課題】

障害福祉サービスのニーズとその提供量は、毎年増加しており、サービスの提供体制の充実が大きな課題となっています。生活支援の充実に向け、市では障がい者のニーズを踏まえながら、事業者等の協力により、各種サービスの充実を図り、住み慣れた地域においていきいきと暮らしていくことができる環境づくりを目指してきました。

福祉に関するアンケート結果では、悩みや困ったことの相談先について、「家族や親せき」の割合が7割、次いで「友人・知人」の割合が2割半ばとなっています。

また、地域で生活するため必要な支援について、「経済的な負担の軽減」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が3割となっています。

今後も、多様化するニーズに対応するため、各種在宅サービスを質・量ともに充実させていくことが求められます。個々の障がい者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが重要です。

また、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有、障がい者支援の充実を図ることが必要です。

(1) 相談支援体制の充実

障がい者や家族が、身近な地域において気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等、福祉関係者への研修を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい者の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。

①相談支援体制の拡充

施策の方向	概要
身近な相談機能の強化	相談員に対し、相談技法などの研修を行い、地域での身近な相談機能の強化を図ります。
ピアカウンセリングの体制整備	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員に対し、相談技法などの研修を行い、地域の身近なところでピアカウンセリングを行える体制の強化を図ります。

②相談窓口の充実

施策の方向	概要
相談窓口の充実	障害者生活支援センター「えがお」をあらゆる相談に応じられる拠点とするとともに、関係各課、各保健センター、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、幼稚園・保育園・幼児園、小学校、中学校なども相談窓口として引き続き充実を図っていきます。
関係機関との連携強化	相談窓口については、県の機関である「岐阜県身体障害者更生相談所」「岐阜県知的障害者更生相談所」「岐阜県中央子ども相談センター」「岐阜県精神保健福祉センター」、広域の機関である「もとす広域連合療育医療施設(幼児療育センター)」、岐阜本巣特別支援学校内にある「地域支援センター」などの専門相談機関との連携を強化し、必要に応じてそれら専門相談機関につなぎます。

(2) 在宅サービス等の充実

障がい者のニーズに応じて、在宅の障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、日中活動の場の確保等により、在宅サービスの質的・量的な充実を図ります。

また、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域における生活の安心を確保するため、成年後見人制度を推進するとともに、居宅支援のため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

さらに、福祉人材の確保に向け、福祉の魅力発信等、積極的な情報提供に取り組みます。

①在宅サービス等の充実

施策の方向	概要
訪問系サービスの充実	日常生活上の支援等障がい者の居宅での生活を支えるため、事業者の協力のもと、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の提供に努めます。
日中活動系サービスの充実	障がい者の日中においての自立した生活を支援するため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所のサービスに努めます。
居住系サービス等の生活の場の確保	日常生活を営むのに支障のある障がい者や、夜間において介助が必要な人の生活を支援するため、施設入所支援・グループホーム等障がい者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。

施策の方向	概要
相談支援の充実	相談支援には、サービスの利用計画の作成を行う「計画相談支援」、地域相談支援事業として施設や病院から地域生活へ移行する人の支援を行う「地域移行支援」、施設や病院から退所、退院した人等に対して常時連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応を行う「地域定着支援」があります。また、地域移行支援、地域定着支援ともに利用はまだ少ないですが、地域移行がスムーズに行われるように事業所と協力をしながら、進めていきます。
地域生活支援事業の充実	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施します。
暮らしの様々な場面での支援	障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知の徹底を図ります。さらに、障がい者の経済的負担を軽減するため、ＪＲや有料道路等の運賃・料金の割引制度、ＮＨＫ放送受信料の減免制度等について周知の徹底を図ります。
地域生活支援拠点等の機能の充実	障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、成年後見人制度を推進するとともに、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応等）を担う地域生活支援拠点等機能の充実を図ります。
障がい福祉人材の確保	障がい福祉分野に関わる人材確保に向け、障がい福祉の魅力発信に努め、県が開催する各種研修の周知を行い、障がい福祉人材育成及び確保に努めます。

②在宅での生活への支援

施策の方向	概要
在宅での生活への支援	障がい者へ生活動作の訓練の機会を提供し、自立した在宅の生活ができるよう支援します。また、障がい者の日常生活の便宜を図り、介護者の経済的負担を軽減するため、紙おむつ等の助成を行います。さらに、外出が困難であり、情報伝達手段が必要な上肢障がい者及び上肢言語障がい者に、情報通信支援用具の助成を行い、在宅での生活への支援を行います。

(3) 障がい児支援の充実

障がいのある乳幼児や発達に支援が必要な乳幼児の能力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を図るとともに、障がい児保育に関する研修等により障がいの理解を深め、保育、教育環境の充実を推進します。

また、発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、福祉・保健・子育てなどの関係機関との連携を強化します。

さらに、子ども・子育て支援事業計画をはじめとする関連計画との連携を図り、総合的に障がい児の支援体制の整備に取り組みます。

①園における生活支援保育の推進

施策の方向	概要
園における生活支援保育の推進	幼稚園教諭、保育士に対して、障がい児保育に関する研修の機会を確保し、質の高い障がい児保育を実施します。また、岐阜本巣特別支援学校地域支援センターで行っている、就学前の障がい児支援の方法などの保護者学習会の周知などの情報提供を行います。
障がい児の親へのカウンセリングのための研修等の充実	障がい児保育に関する研修などへの参加を促進します。
障がい児支援の施設整備の充実	障がい児支援に関する施設整備などを検討していきます。

②発達障がい児・者の支援の充実

施策の方向	概要
発達障がい児・者の現状把握・連携	療育あるいは特別支援教育へ早期につなげるため、乳幼児期から学童、成人期に関わる機関、保健センター、療育機関、幼稚園、保育園、幼児園、小学校、中学校、教育委員会、福祉敬愛課、障害者生活支援センター「えがお」などで発達障がい児・者の現状把握を行い、共通理解と連携を図ります。
子ども・子育て支援事業計画との連携	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等子育て支援施策とも連携を図りながら障がい児の支援体制の整備を進めていきます。

3 保健・医療の充実

【現状と課題】

妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や乳幼児相談・発達相談、成人向けの健康診査、保健・栄養指導健康教育や健康相談等の充実を図り、早期発見・早期介入、障がいの予防に努めてきました。

そのような中、福祉に関するアンケート結果では、地域で生活するため必要な支援について、「在宅で医療ケアなどが適切に利用できること」が2割半ばとなっています。

重症心身障がい児・障がい者が地域で生活するため必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、医療的ケアが適切に利用できる必要があります。特に、乳幼児期における健康診査等での障がいの早期発見、障がいを引き起こす原因となる生活習慣病の予防に、今後とも取り組む必要があります。

また、一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進していくためにも、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活を地域全体で支える環境づくりに取り組むことが必要です。

(1) 保健サービス・医療サービスの充実

保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を強化し、発達の遅れの早期発見に取り組みます。また、後天性の障がいの予防に向け、生活習慣病の発症や重症化予防に努めます。

さらに、身近な医療機関との連携強化により、医療サービスの情報提供を充実させるとともに、医療的ケアが必要な障がい者への支援については、関係機関との連携を図り、地域で暮らし続けていくために必要な支援を受けることができる支援体制の充実を図ります。

①保健サービスの充実

施策の方向	概要
疾病や障がいの一次予防、早期発見の推進	早期妊娠届の奨励、妊婦相談による個別指導、健康教育などの充実を図るとともに、特定妊婦への支援を強化します。また、引き続き新生児聴覚検査事業の周知徹底を図り、要精密検査者への支援の充実強化に努めます。さらに、生活習慣病の予防を図り、脳血管疾患、認知症など後天性の障がいを予防します。

②医療サービスの充実

施策の方向	概要
医療機関との連携	身近な医療機関との連携を強化し、医療機関の情報提供を充実します。
医療的ケア児等の支援体制の整備	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児の在宅生活上の課題の改善に向けた協議を行います。

(2) 精神保健の充実

精神障がい者に対する支援については、関係機関と連携により、精神障がい者やその家族のニーズに対応した多様な相談支援体制の充実を図ります。

また、「地域生活中心」という理念を踏まえ、一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、障害福祉サービス事業所との連携体制の構築に努めます。

①精神保健の充実

施策の方向	概要
精神障がい者に対する相談支援体制の充実	障害者生活支援センター「えがお」や各保健センターでの相談のほか、委託相談支援事業所と連携し、精神保健に関する相談の充実に努めます。また、個別の相談に対して、関係機関と連携を強化します。
依存症対策の推進	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発等依存症対策の推進を図ります。

②地域移行のための環境づくり

施策の方向	概要
地域移行のための環境づくりの推進	精神障がい者の病院や施設等からの地域移行、そして地域生活を可能とするために、障害福祉サービスにおける地域移行支援と地域定着支援の事業所との連携等体制づくりを進めていきます。

4 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

【現状と課題】

発達障がい等支援の必要な児童が増加する中で、福祉と教育、療育が連携し、障がい児一人ひとりの状態や特性に応じてきめ細かい教育の充実を図ってきました。

また、障がい者が日常生活の中で気軽に文化・レクリエーション活動や社会参加促進事業を始めとした、地域の人々とのふれあいの場となるよう各種事業を行い、機会の充実を図り、併せて、指導者などの人材育成を推進してきました。

しかし、福祉に関するアンケート結果では、この1年間に取り組んだ趣味や学習、スポーツなどの活動については、「何もしていない」が約4割となっています。また、外出の目的については、「趣味やスポーツをする」が1割にとどまっています。

また、文化・スポーツ活動などの充実、生きがいづくりや社会参加の促進、そして相互の理解を深める機会にもつながることから、能力や個性に応じて、積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

(1) 学校教育の充実

一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりに向け、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある「多様な学びの場」の充実を図るとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて、体制の整備を図ります。

また、障がい者の教育的ニーズに応じるため、訪問相談等の専門的な相談体制を充実していきます。

①学校教育の充実

施策の方向	概要
特別支援教育の充実	特別支援教育連携協議会を中心に、障がい児の理解、支援や就学につながる情報の提供や幼稚園等から小学校への円滑な移行システムの構築に取り組み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期支援及び途切れのない一貫した支援の充実を図ります。また、通級指導教室の増設を県に働きかけ、子どもの適切な指導体制を整備していきます。
就学（教育）相談の充実	今後も継続して、本巣市相談支援チームによる巡回・訪問相談や市就学（教育）相談会を実施し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期支援の実施と保護者に寄り添った相談の充実に努めます。
インクルーシブ教育の推進	障がいのある・なしにかかわらず児童・生徒が、同じ場

施策の方向	概要
	で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進します。

(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がい者が文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションなど幅広い分野の活動に参加が推進されるように、活動の場の拡充を図り、障がい者の社会参加や生きがいをづくり活動の充実を図ります。

①文化芸術活動・スポーツ等の振興

施策の方向	概要
文化芸術活動の振興	文化祭など、文化活動の発表が出来る場を確保します。
スポーツ・レクリエーション活動の振興	スポーツ大会の開催など、障がい者が取り組んだスポーツ・レクリエーションなどの成果を発揮・発表できる場を確保します。
社会参加を促進する環境づくり	スポーツやレクリエーション、文化活動などの情報提供を行い、参加を促します。

5 雇用・就労への支援

【現状と課題】

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要です。障がい者の就労環境の充実のため、市ではこれまでに、個々の状態や適性に応じた、一般就労に向けた就労移行支援、一般就労が困難な障がい者に対する就労継続支援等を関係機関と連携しながら支援してきました。

福祉に関するアンケート結果では、障がい者の就労支援として、必要だと思うことについて、「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がいずれも約4割、次いで「通勤手段の確保」が約3割となっています。また、今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについて、「仕事をしたい」が2割となっています。

企業と、働く意欲のある障がい者をマッチングさせるため、障がい者への就労促進に向け、企業等への情報提供等に取り組むことが必要です。また、関係機関と連携した就労支援や、就労後も働き続けるための効果的な就労移行支援と、就労定着支援の一層の推進が求められます。

さらに、就労施設における事業改革や受注拡大を推進し、福祉的就労の充実を図ることが必要です。

(1) 障がい者雇用の促進

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障がい者雇用の促進に向け、情報提供の充実や関係機関と連携した就労支援のみならず、行政における障がい者雇用の推進に取り組みます。

①障がい者雇用の促進

施策の方向	概要
企業等への働きかけ	障がい者や家族の当事者団体、特別支援学校等の教育機関、公共職業安定所等の就労機関、障害者総合相談支援センター、就労移行支援事業所、企業等が障がい者の一般就労を目指すために、情報提供をしていきます。
就労支援のための関係機関との連携	就労情報が必要な方に提供できるよう、就労雇用に関する情報を収集していきます。また、特別支援学校と連携をとり、卒業後への支援をしていきます。
市職員の障がい者雇用の推進	障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた法定雇用率を基準とし、計画的な雇用を行います。また、障がい者が働きやすい環境を整備します。

(2) 福祉的就労支援の充実

働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた就労移行支援や安心して働き続けるための就労定着支援の充実を図る等、総合的な支援を推進します。

また、障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達を推進していきます。

①就労支援事業の充実

施策の方向	概要
就労移行支援事業の充実	一般就労をめざしている障がい者に対して、その人の状態にあったサービスを提供するために、岐阜圏域の「就労移行支援」「就労継続支援」を行っている事業所と調整を図ります。
就労定着支援の充実	就労を継続している人への支援や、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、専門性の高い支援を活用します。

②障がい者就労施設等製品の優先的調達

施策の方向	概要
障がい者就労施設等製品の優先的調達	物品の購入や役務の提供について、調達方針を毎年度策定し、官公需の受注機会を拡大するための取組みを進めていきます。

6 障がい者に配慮したまちづくりの推進

【現状と課題】

障がい者や高齢者等が住み慣れた地域で暮らしていけるように、グループホーム等の生活の場の確保や公共交通機関等のバリアフリー化を推進して、障がい者に配慮したまちづくりを目指してきました。

福祉に関するアンケート結果では、将来の地域での生活意向について、「今のまま生活したい」が5割と、半数以上が地域での生活を望んでいます

また、市が特に力を入れるべき障がい者施策について、「グループホームなどの地域で生活する住まいの場を増やす」が1割半ばとなっており、住み慣れた地域での生活意向がうかがえます。

今後も、障がい者が住み慣れた地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるため、グループホームをはじめとする住まいの場の確保を引き続き進めていかなければなりません。

さらに、地域での社会生活に必要な外出するための支援や整備についても、公共交通機関の充実・整備や障がい者用トイレの設置、道路の段差解消や歩道整備といったニーズもあることから、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、移動支援の充実や既存施設のバリアフリー化を推進することが重要です。

(1) 生活の場の確保

障がい者が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送るための生活基盤として、グループホームの整備を行うとともに、市営住宅のバリアフリー化や入居時の配慮により、障がい者が地域で生活できる場の確保に取り組みます

①生活の場の確保

施策の方向	概要
グループホームの整備促進	施設や病院などからの地域移行を進めるために、グループホームの整備のために事業所の参入を促進していきます。
市営住宅の障がい者への配慮	畳をフローリングとし段差解消するなど、市営住宅のバリアフリー化を進めます。また、入居の際には、障がいがあることを入居順位に加味して決定したり、家賃算定の際には、障害者控除を設けて経済的負担を減らすようにするなど、障がい者の入居に対して配慮していきます。

(2) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、公共施設や交通機関、道路等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

①障がい者に配慮したまちづくりの推進

施策の方向	概要
公共施設等のバリアフリー化の推進	新設する公共施設は、岐阜県福祉のまちづくり条例などに基づき、障がい者が利用しやすい施設となるよう努めます。また、既存の公共施設は、必要なバリアフリー化を進めるため、窓口にアンケート用紙を置くなど意見をすくいあげる体制をつくります。
交通バリアフリーの促進	樽見鉄道、路線バスなど公共交通機関の施設、車両などについて、障がい者や高齢者にも利用しやすい構造・設備の導入を要請します。
道路のバリアフリー化の推進	「本県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」に基づき、段差の解消など、車いすでも安心して外出できる道路を計画的に整備していきます。また、同条例に基づき、主要幹線道路に歩道を設置し、歩行者の歩行の安全を確保します。

(3) 移動手段の確保

より多くの市民が社会活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、日常生活で利用しやすい移動手段の整備に取り組みます。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる地域での移動支援の充実を図ります。

①移動手段の確保

施策の方向	概要
コミュニティバスの運行	障がい者も含め、日常生活場面で多くの市民にとって利用しやすいコミュニティバスの運行に努めます。
移送サービスの提供充実	社会福祉協議会と連携しながら、日常の買い物、地域行事への参加など、社会生活を送る上で重要となる移送介助の支援を、ボランティアなどを募って実施できるよう努めます。

7 情報提供・意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がい者が円滑に情報を取得し、意思表示や意思疎通を行うことができるように、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等を推進してきました。

福祉に関するアンケート結果では、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「家族や親せき、友人・知人」が3割、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌」がいずれも約3割となっています。

また、今後、市が特に力を入れるべき障がい者施策について、「円滑なコミュニケーションができるように、障がいの状況に応じた適切な支援を充実する」が1割となっています。

視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じ、日常生活における意思疎通や情報入手が円滑に行われるよう、多様な手段による情報提供や意思疎通支援の充実を図ることが必要です。

(1) 情報提供の充実

障がい者が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、地域の様々な場所で情報が入手できるよう情報提供を進めます。

さらに、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供の充実により、すべての人が適切に情報を入手できる体制の整備に取り組みます。

①障がいに配慮した情報提供の充実

施策の方向	概要
障がいに配慮した情報提供体制の充実	障害者生活支援センター「えがお」を、あらゆる情報提供に応じられる情報発信拠点にするとともに、障害福祉サービスを提供している事業所や、障がい者の利用が多い場において適切に情報を入手できる体制をつくります。また、視覚障がい者に対して、音訳や点訳による情報提供を一層推進します。 聴覚障がい者に対しては、FAX、Eメールなど文字情報による情報提供を推進します。

(2) 意思疎通支援の充実

障がい者の意思疎通の充実を図るために、障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーションに関する支援体制を強化し、教室や講習会を実施し、コミュニケーションを支援する担い手の育成に取り組みます。

①意思疎通支援の充実

施策の方向	概要
手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣事業の実施	コミュニケーション手段として手話通訳者・要約筆記者の派遣ができることを周知していきます。
手話奉仕員等養成事業の実施	聴覚障がい者のコミュニケーションをサポートするため、手話教室を開催し、手話奉仕員、手話通訳者養成へのきっかけを作っていきます。また、手話奉仕員の養成を行えるように他市町と連携をとりながら実施を検討していきます。
音訳・点訳ボランティア養成	音訳・点訳ボランティア養成のための教室・講習会開催の支援を行います。

8 安全・安心の環境づくりの推進

【現状と課題】

障がい者が地域で安全・安心に生活できる環境づくりを目指し、これまで防災・防犯対策を推進してきました。

福祉に関するアンケート結果では、火事や地震などの災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が3割、「わからない」が2割となっています。また、火事や地震などの災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」がいずれも約5割、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が4割となっています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な人に対しては、地域の人々が協力して助け合う共助の推進により、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが重要です。さらに、避難所での心配ごとについても半数近くが感じていることから、避難行動の支援だけでなく、避難所で必要な支援が継続して受けられる体制づくりに取り組むことが必要です。

また、地域で安心・安全に日常生活を送ることができるよう、日常的な防犯意識も重要であり、日頃から障がい者に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

さらに、感染症拡大時においても、継続的なサービス提供を維持できるよう、緊急時における支援体制を整備する必要があります。

（１）防災対策の推進

災害時に配慮が必要な人への支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿の活用や緊急通報装置の利用促進を図り、市民・地域・行政が連携して災害時の適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を構築します。

①防災対策の整備

施策の方向	概要
避難行動要支援者の支援体制の整備 (避難行動要支援者名簿の作成)	身体障害者手帳「１級」又は「２級」をもっている人、療育手帳「Ａ１」又は「Ａ２」をもっている人、精神障害者保健福祉手帳「１級」をもっている人、それに準ずる人などに対し、いち早く的確に地域での援助を受けることができるシステムづくりのはじめとして、「避難行動要支援者名簿」を整備しています。この名簿は、災害発生時に、安否確認や避難支援など早期の対応ができるように、あらかじめ市の関係部署はもとより、自主防災組織（自治会）、地区担当の民生委員・児童委員をはじめ北方警察署、本巣市消防団、本巣市社会福祉協議会へ提供し、情報を共有することで災害に備えるものです。 避難行動要支援者名簿の周知を図り、名簿登録希望者を募り、災害時に速やかに助け合いができるような仕組みを構築していきます。
緊急通報の周知	重度身体障がい者、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、ねたきり高齢者など、自らの力では緊急時の対応が困難な人への緊急通報装置の貸与を引き続き行います。

（２）防犯対策の推進

障がい者が地域で安心、安全に生活できるよう、地域住民の助け合い活動を促進し、地域が一体となった防犯対策を推進します。

①防犯対策の推進

施策の方向	概要
地域の防犯対策支援	自治会活動を支援し、日頃からの見守り、声かけ運動を推進する等住民同士の支援体制の構築を図ります。

（３）感染症対策

新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえ、感染症拡大時においても、継続的なサービス提供を維持できるよう、平時から対応を検討し、県とも連携を図りつつ緊急時における支援体制の整備に努めるとともに、市内の障がい者に感染症防止の対応を周知します。

①感染症対策

施策の方向	概要
感染症に対する備えの検討	市内の障がい者施設（居住・日中活動サービス事業所）での感染症について、対応を周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援し、危機管理体制の整備をします。

9 権利擁護の推進

【現状と課題】

本市では、障害者虐待防止法の広報・啓発を進めるとともに、虐待防止及び養護者に対する支援、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の支援を行ってきました。

福祉に関するアンケート結果では、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験について、「ある」「少しある」が合わせて4割となっており、障がい者の尊厳を守る取組を充実させることが必要です。

また、成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知らない」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が合わせて6割と、半数以上が制度の内容までは把握していないことがうかがえます。

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立や社会参加を推進するためにも障がい者虐待の防止は非常に重要です。障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが大切です。

さらに、判断能力が不十分な障がい者に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、成年後見制度等の権利擁護に関わる制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。

(1) 権利擁護の推進

障がい者の尊厳を守るため、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業といった権利擁護のための取組を推進します。

さらに、体験を通じた福祉教育の充実を図り、相互理解を促進することで、地域全体で障がい者の権利擁護に努めます。

①権利擁護の推進

施策の方向	概要
障害者虐待防止法に基づく取り組みの実施	虐待を発見した市民には市等への通報義務があること等、必要な事項の周知・啓発を図ります。また、虐待防止センター等の強化を図ります。
福祉教育の推進	体験を通じた実感のある福祉教育の工夫をさらに目指します。
成年後見制度の周知と利用支援	判断することが困難な障がい者等の権利を擁護するために、財産管理等の法律行為に関する援助や生活面の支援等を行う成年後見制度の周知と利用支援を行います。
日常生活自立支援事業の実施	判断力が十分でない障がい者が地域で自立した暮らしが送れるよう生活支援員が福祉サービスの利用手続きの手助けや日常的なお金の管理の手助けを行う日常生活自立支援事業の周知と支援を行います。

10 差別解消の推進

【現状と課題】

障がい者が適切な配慮を受けることができるように、行政職員における障がい者理解の促進を図るとともに、選挙等における配慮を行ってきました。

福祉に関するアンケート結果では、今後、市が特に力を入れるべき障がい者施策について、「障がいや障がい者への理解を促進するための啓発活動を進める」が2割半ばとなっていることから、市民や企業のみならず、行政においても障がい者が適切な配慮を受けられるよう、理解促進を図る必要があります。

そのため、行政職員に対する平成28年に施行された障害者差別解消法の趣旨の周知や研修、「合理的配慮の提供」についての普及啓発とともに、選挙等における配慮が必要です。

(1) 差別の解消の推進

障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深め、差別や偏見を解消するための取り組みを推進します。

①差別の解消の推進

施策の方向	概要
障害者差別解消法についての周知・啓発・基本方針の作成	障害者差別解消法では、国の行政機関や地方公共団体で「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。民間事業者では、「不当な差別的取扱い」が禁止されますが、「合理的配慮の不提供」については努力義務となります。 平成28年4月施行の障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、法の趣旨等の広報・啓発を行います。また、基本指針等を作成し、差別の解消の推進に取り組みます。

(2) 行政機関・選挙等における配慮

障がい者施策にかかる行政機関等の資質向上を図るため、「共生社会」の実現に向けた情報発信、市職員に対する研修に取り組みます。

また、障がい者等が投票しやすい環境の整備や投票機会の確保等、障がい者への配慮を推進します。

①行政機関・選挙等における配慮

施策の方向	概要
市職員の研修の実施	職員に障がい者雇用の必要性である「共生社会（障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要）」の実現を周知するため、インフォメーションなどで情報発信をします。また、職員研修について担当課と検討し、実施します。
選挙等における配慮	選挙等の実施の際には、投票所にスロープを付ける等障がい者への配慮を行っています。今後も、継続してバリアフリー化等障がい者への配慮を実施していきます。また、公職選挙法の改正により、判断能力が十分でない被成年後見人に対しての選挙権が回復されたため、今まで以上にバリアフリー化、事務担当者への周知を進めていきます。

第5章

障がい福祉計画（障害福祉サービス等の確保に関する計画）

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末時点から2.3%以上削減を目指します。
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点から6%以上削減を目指します。

目 標 値	
令和元年度末時点の入所者数（A）	43人
令和5年度末時点の入所者数（B）	42人
施設入所者数の削減見込（A－B）	1人
令和5年度末までの地域生活移行者数	3人

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターを設置し、相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	国の基本指針	設定の考え方
退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数の上昇：316 日以上とすることを基本	岐阜県の精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数が、316 日以上となるよう退院後の支援を行います。
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	令和 5 年度末の全国の目標値は平成 30 年度と比べて 6.6～4.9 万人減少	精神病床における 1 年以上長期入院患者数の減少を目指します。
精神病床における退院率の上昇	3 ヶ月時点 69%以上、6 ヶ月時点 86%以上、12 ヶ月時点 92%以上とすることを基本	3 ヶ月時点 69%以上、6 ヶ月時点 86%以上、12 ヶ月時点 92%以上を目標とします。

目 標 値	
精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	3 1 6 日
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	65 歳以上 1 5 人 65 歳未満 1 4 人
精神病床における退院率の上昇	3 ヶ月時点 69% 6 ヶ月時点 86% 12 ヶ月時点 92%

活動指標			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	令和5年度末までの整備を目指します。

目 標 値	
令和5年度末における地域生活支援拠点	1箇所設置
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	設置後は年1回以上検証、検討を行います。

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	全体で2倍を目指します。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人に就労定着支援事業を支給します。(7割)
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上となるよう事業所と連携し就労支援を行います。

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	2人 (2倍増)
令和5年度までの一般就労移行者数(就労移行支援)	1人 (令和元年度実績0人)
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人 (令和元年度実績0人)
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続支援B型)	0人 (令和元年度実績1人)
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	2人 (100%)
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	100%

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度末までに、市において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	基幹相談支援センターが軸となり、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目指す。

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	令和5年度末までに、市において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	基幹相談支援センターが軸となり、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	36	39	42	45	48	51
	時間	599	744	747	810	864	918
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	1	2	2	2	2	2
	時間	0	11	11	11	11	11
行動援護	人	2	2	2	3	4	5
	時間	24	10	15	21	28	35
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- サービスの内容や利用方法を周知するなど、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービスを提供できる体制を確保します。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人	85	83	87	90	90	90
	人日	1,622	1,625	1,519	1,800	1,800	1,800
自立訓練 （機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人	1	1	2	2	2	2
	人日	22	21	29	46	46	46
就労移行支援	人	6	3	3	4	5	6
	人日	98	59	52	80	100	120
就労継続支援 （A 型）	人	24	28	31	35	35	35
	人日	485	593	601	700	700	700
就労継続支援 （B 型）	人	76	78	78	79	80	81
	人日	1,250	1,373	1,244	1,390	1,407	1,424
就労定着支援	人	0	0	0	0	1	2
療養介護	人	3	2	2	2	3	3
短期入所（福祉型）	人	12	5	9	10	11	12
	人日	63	15	23	30	33	36
短期入所（医療型）	人	7	6	6	7	8	9
	人日	25	28	21	28	32	36

※令和２年度のみ８月時点

② 見込量確保の方策

- 地域移行への促進や障害児福祉サービスからの移行に伴う、具体的な障がい特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がい者が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた就労生活支援を行います。
- ニーズに合ったサービス提供のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者との連携を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助	人	16	18	18	19	20	21
施設入所支援	人	42	43	43	42	41	40
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がい者が地域で自立して暮らしていきける体制を確立していきます。
- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層設置の促進の実現に取り組みます。
- ニーズに合ったサービス提供のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人	46	61	44	70	70	70
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 相談事業所や関係機関との連携を強化することで、障がい者の相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 今期の計画には、精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名		単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	無	無	無	有	有	有
	住居入居等支援事業	設置状況	無	無	無	無	無	無

サービス名		単位	実績			見込み		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業		人	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件	39	29	20	39	39	39
	要約筆記者派遣事業	件	0	0	1	1	1	1
	手話通訳者設置事業設置者数	回	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件	3	1	1	3	3	3
	自立生活支援用具	件	2	3	3	4	5	6
	在宅療養等支援用具	件	6	6	6	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件	11	3	3	11	11	11
	排せつ管理支援用具	件	692	612	650	692	692	692
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	4	0	1	4	4	4
移動支援		人	28	28	28	28	28	28
		時間	1, 641	1, 838	1, 838	1, 838	1, 838	1, 838
地域活動支援センター事業		か所	3	3	3	3	3	3

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- 意思疎通等のボランティアの育成を図り、ボランティアの活動の場を提供します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 障がい者差別の解消のため地域社会に向け、さらなる啓発を推進します。

(2) 任意事業

サービス	概要
日中一時支援事業	日中、障がい者への活動の場を提供するとともに、見守りを行い、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者等に対し、訪問により、居宅において移動浴槽による入浴サービスを提供します。
自動車操作訓練・改造助成事業	身体障がい者の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。
精神障がい者サロン事業	回復途中の精神障がい者が、自主活動の場を通じて生活リズムを整え、仲間づくりや対人関係を円滑にすることにより、生活意欲を高め、地域生活の継続及び社会参加の促進を図ります。
日常生活支援事業（生活訓練等）	在宅の障がい者に対し、本巣市ふれあいホームで自立共同生活に必要な訓練を行うことによって、障がい者の自立を助長します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	19	16	16	19	19	19
訪問入浴サービス事業	人	6	3	3	6	6	6
自動車操作訓練・改造助成事業	人	4	1	1	4	4	4
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回	1	1	1	1	1	1
精神障がい者サロン事業	回	12	12	12	12	12	12
日常生活支援事業（生活訓練等）	人	96	108	108	115	122	129
	事業数	48	56	56	59	63	66

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

第 6 章

障がい児福祉計画（障害児福祉サービス等の確保に関する計画）

1 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本	設置済（岐阜圏域）
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	構築済
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本	確保済（市内及び岐阜圏域）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本	確保済（市内及び岐阜圏域）
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	配置済

目 標 値	
令和５年度末までに児童発達支援センター設置	設置済
令和５年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和５年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済
令和５年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済
令和５年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置済
令和５年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	１人

活動指標			
	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	１	１	１
ペアレントメンターの人数	１	１	１
ピアサポートの活動への参加人数	０	５	５

目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

2 障害児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	103	103	84	105	105	105
	人日	301	131	271	315	315	315
医療型児童発達支援	人	7	1	2	2	3	4
	人日	28	3	7	8	12	16
放課後等デイサービス	人	54	59	68	70	75	80
	人日	694	778	837	910	975	1,040
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	4	4	4
障がい児相談支援	人	63	78	34	80	80	80
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	1

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 障がい児の療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取り組みを進めます。
- 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制を整えます。

第 7 章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

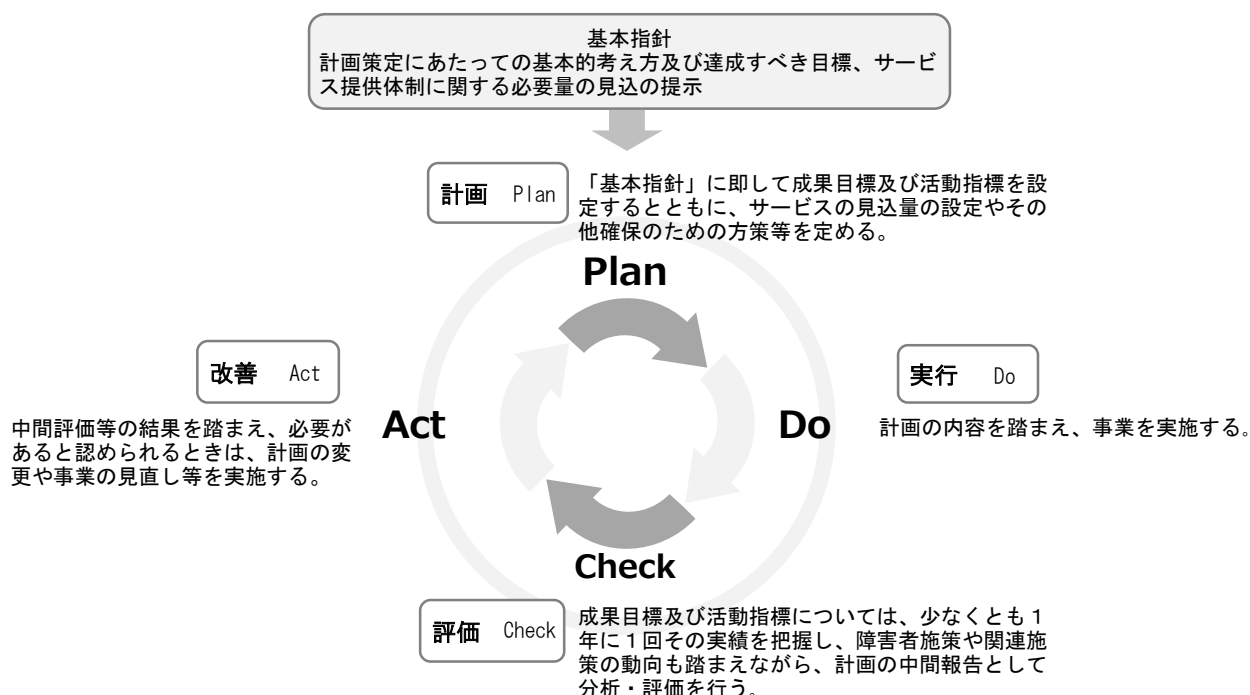
計画の推進にあたっては、国や県、本巣市障がい者地域自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の点検及び評価

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

見直しの際には、本巣市障がい者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページ等で公表します。





資料編

1 本巢市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

本巢市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成 18 年 12 月 5 日

告示第 144 号

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行を踏まえ、地域の障がい者を支援するに際し、関係機関及び事業所が課題について認識を共有し、その対応策及び実施計画を検討する場並びに相互の連絡調整の場として本巢市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- （1） 支援に係る困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- （2） 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議
- （3） 地域の社会資源の開発及び改善
- （4） 権利擁護等の分野別課題に関する協議
- （5） 障がいを経験する差別の解消に関する協議
- （6） 支援に係る計画の策定及び見直し

（組織）

第3条 協議会は、委員16人以内をもって構成し、次に掲げる機関等に属する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1） 指定相談支援事業者
- （2） 指定障害福祉サービス事業者
- （3） 保健、医療関係機関
- （4） 教育関係機関
- （5） 就労支援関係機関
- （6） 福祉関係機関
- （7） 障がい者関係団体
- （8） 障がい者又は障がい児及びその家族

(9) 識見を有する者

(10) 行政関係機関の職員

(11) その他市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の丘選によりこれを定める。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて随時会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、当該個別事例支援に関係する構成員を招集し、個別ケア会議を開催することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席又は資料の提供及び意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 協議会に、特定の事項を専門的に協議するため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉敬愛課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成20年告示第21号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年告示第12号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年告示第89号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則（平成22年告示第76号）

この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成25年告示第30号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成28年告示第22号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 本巣市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

No.	区分	所属団体	職名	氏名
1	⑦	岐阜県身体障害者福祉協会本巣市支部	支部長	原 俊幸
2	⑧	本巣市民生委員児童委員協議会	副会長	小里 孝
3	⑨	岐阜地域福祉事務所	福祉課長	飯沼 博美
4	③	岐阜保健所	保健予防係長	上野 敦子
5	⑤	岐阜公共職業安定所	統括職業指導官	高原 達夫
6	②⑥	本巣市社会福祉協議会	総合支援課長	田内 磨奈美
7	⑥	もとす広域連合幼児療育センター	相談支援係長	林 たつ美
8	④	本巣市教育委員会	課長補佐	脇田 純一
9	③	本巣市健康増進課	係長	田中 都
10	①	精神障害相談支援事業所 (支援センターふなぶせ)	相談支援専門員	近藤 千裕
11	①	精神障害相談支援事業所 (支援センターふなぶせ)	相談支援専門員	伏屋 えり香
12	①	精神障害相談支援事業所 (地域活動支援センターうかい)	相談支援専門員	丸山 直寛
13	①	知的障害相談支援事業所 (障害者総合生活支援センタークロス)	相談支援専門員	源内 諭史
14	①	知的障害相談支援事業所 (生活サポートはしま相談支援センター)	相談支援専門員	勝 尚志

事務局	本巣市健康福祉部	部長	高橋 誠
	本巣市福祉敬愛課	参事兼課長	小椋 真二
	本巣市福祉敬愛課	課長補佐	山本 睦
	本巣市福祉敬愛課	主査	高島 小百合
	本巣市障害者生活支援センターえがお	主任障害者生活相談員	橋本 民子
	本巣市障害者生活支援センターえがお	障害者生活相談員	波多野 加奈美

区分 ①指定相談支援事業者
③保健、医療関係機関
⑤就労支援関係機関
⑦障がい者関係団体
⑨行政関係機関の職員

②指定障害福祉サービス事業者
④教育関係機関
⑥福祉関係機関
⑧識見を有する者
⑩その他市長が必要と認める者

第4期本巣市障がい者計画
第6期本巣市障がい福祉計画
第2期本巣市障がい児福祉計画

発行 令和3年3月 発行者 本巣市役所 健康福祉部福祉敬愛課
〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑 1000 番地
TEL : 058-323-7752 FAX : 058-323-1144